

茨城県報

第 6 2 7 9 号

昭和49年12月 5 日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

ページ

●字区域の一部変更(地方課)	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定(2件)(保険課)	3
●受胎調節実地指導員の指定(保健予防課)	7
●昭和49年産早出落花生の時期(農産園芸課)	7
●小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可 を申請すべき期間(漁政課)	7
●土地改良区設立の適当決定(農地管理課)	7
●定款変更の認可(")	8
●換地計画の適当決定(")	8
●道路の区域変更(道路維持課)	8
●道路の供用開始(")	9
●公有水面埋立の免許の出願(港湾課)	9
●木材業者等の登録(県北農林事務所)	10
●換地処分の届出(鉾田土地改良事務所)	10

公 告

●茨城県功績者の表彰(県民福祉課)	11
●土地立入り測量(2件)(用地課)	11
●土地立入り許可(")	12
●道路位置の指定(2件)(建築指導課)	12
●住宅地造成事業の工事完了(")	13
●開発行為の工事完了(6件)(")	13

告 示

茨城県告示第1070号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき鹿島町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により昭和49年12月6日から効力を生ずるものである。

昭和49年12月 5 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字林字間城町 71番の2の内, 73番の内, 74番の内

" 字権現堂 78番の2, 75番の2

大字沼尾字唐木崎 715番の1, 716番の2, 716番の3, 717番の1, 718番の1, 719番の1,
720番

大字中字溝越 129番の3, 130番の3, 131番の3

大字沼尾字権現堂 708番の1, 709番の1, 710番の1, 711番の1, 712番の1, 713番の1, 714
番の3, 714番の4

" 字二ノ田 689番の1

" 字不納前 688番の1, 690番, 691番の1, 692番の1, 693番から699番まで

" 字大横田 705番から707番まで

" 字五反田 700番から704番まで

" 字二の田 675番から687番まで

大字中字二ノ田 116番の2, 117番の2, 118番の1, 119番の2

大字沼尾字中内田 668番から674番まで

" 字川底 732番の内, 731番の1の内, 731番の2)
731番の3)の内

" 字橋本 601番の内, 602番の内

" 字寅菊 621番の2, 622番の2

" 字ソリ町 721番から730番まで, 738番から740番まで

" 字一の橋 735番, 736番, 736番の1の内, 737番の内, 741番の内, 742番の内, 743番の内

" 字サキ前 745番の内, 746番の内, 749番の内, 750番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字沼尾字三五町に変更

大字林字笹崎 1番, 2番, 7番の2, 8番の2, 9番の2, 10番の2, 11番の2, 12番の2,
13番の2

" 字金附面 51番の2

" 字間城町 60番, 61番, 64番, 65番, 68番, 69番, 72番の内

大字田野辺字川原 717番, 718番

" 字シリホリ 721番, 713番

大字田野辺字永井下 775番の内

" 字尻畑 722番, 712番, 709番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字田野辺字深町に変更

大字沼尾字一ツ橋 748番, 751番から754番まで

大字林字間城町 71番の2の内, 73番の内, 74番の内, 72番の内

大字沼尾字サキ前 745番の内, 746番の内, 749番の内, 750番の内, 744番, 747番, 755番, 756番

大字沼尾字一の橋 736番の1の内, 737番の内, 741番の内, 742番の内, 743番の内

" 字島籠り 757番, 780番から782番まで, 785番, 834番から844番まで

大字田野辺字深町 710番の内

〃 字尻畑 709番の内

大字沼尾字永井下 775番の内, 772番, 773番, 774番, 776番, 777番

〃 字深町 760番から771番まで

〃 字深町下 759番, 758番

〃 字渡り田 779番, 778番, 845番から850番まで

〃 字竜神下 853番から859番まで

〃 字溝柳 820番, 821番, 826番, 827番, 828番

〃 字宝徳 592番から595番まで, 811番から814番まで

〃 字石河 789番から802番まで

〃 字穴田 597番, 596番, 598番, 803番から810番まで

〃 字橋本 599番, 600番, 601番の内, 602番の内

〃 字川底 731番の2)
731番の3)の内, 731番の1の内, 732番の内, 737番, 733番の1, 783番, 784番,
786番, 787番, 788番

〃 字三五町 650番の内, 648番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字沼尾字九ノ町に変更

大字沼尾字三五町 185番から188番まで, 189番の1

〃 字葭場 171番

〃 字蒲縄 160番, 161番, 162番, 163番

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字沼尾字葭場に変更

大字沼尾字川向流作 136番の1, 136番の2, 137番の1, 137番の2, 138番の1, 139番の1,
140番の1, 141番の1, 142番の1, 143番の1, 144番の1, 144番の2, 145番
の1, 146番の1, 147番から153番まで, 154番の1, 155番の1, 156番の1,
157番の1, 158番

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字沼尾字川向に変更

茨城県告示第1071号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき, 保険医療機関及び保険薬局の指定に関し, 次の事項を告示する。

昭和49年12月日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	開 設 者 又 は 代 表 者	指 定 申 請 の 事 由
医 科					
042,053,9 49.11.15	梅田内科クリニ ック	小, 内	古河市旭町1丁目 13-5	梅 田 健	新 規
142,023,1 "	宍戸小児科	小, 内	高萩市安良川字浜野 272の143	宍 戸 昭 夫	"
012,118,6 "	安達耳鼻咽喉科 医院	耳, 咽	水戸市千波町台畑	安 達 一 枝	再 指 定
032,038,2 49.11.3	高 野 医 院	内, 外, 産婦	土浦市荒川沖336	高 野 正 道	"
362,035,8 49.11.15	菅 原 外科医院	外, 整外, 皮 泌, 肛, 放, 胃	鹿島郡鹿島町針形	菅 原 利 次	"
歯 科					
113,005,9 49.11.9	高 田 歯科医院	歯	水海道市宝町2763	高 田 真	再 指 定
薬 局					
014,057,8 49.11.15	川 上 薬 局	調 剤	水戸市元山町 1-3-42	川 上 きくえ	新 規
024,035,2 "	矢 板 "	"	日立市弁天町 1-12-4	矢 板 昱 男	"
024,036,0 "	荒 友 "	"	日立市大沼町1980	荒 川 益 美	"
094,008,4 "	スルガヤ "	"	那珂湊市磯崎町 4240-6	本 多 好 子	"
094,009,2 "	青 山 "	"	那珂湊市元町5817	青 山 和 夫	"
154,011,5 "	松 本 "	"	北茨城市中郷町 下桜井860-1	松 本 厚 子	"
314,014,6 "	倉 本 "	"	茨城町奥ノ谷22-6	関 知恵子	"
374,006,9 "	長生堂 "	"	行方郡麻生町 137-3	白 鳥 節 子	"
424,005,1 "	古 沢 "	"	結城郡八千代町菅谷 598の1	古 沢 伝 次	"
104,004,1 49.11.10	(株) 外山長兵衛商店	"	下妻市丁101	外 山 崇 行	再 指 定

茨城県告示第1072号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定に関し、次の事項を告示する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
022,089,7 49.8.2	日立市休日 緊急診療所	内, 小	日立市東多賀町 5-1-1	万 田 五 郎	開設者変更 財団法人 日立メデ イカルセ ンター →日立市
042,052,1 49.11.1	腰塚 医 院	胃, 循	古河市鴻の巣599	腰 塚 為 久	新 規
012,098;0 "	野 寺 内科医院	循, 呼, 胃, 内	水戸市石川町 4-4033-7	野 寺 修	再 指 定
022,044,2 "	産婦人科 岡 病 院	産, 婦	日立市千石町 3-11-29	岡 俊 勝	"
022,045,9 "	福地耳鼻咽喉科 医院	耳咽	" 若葉町 1-18-17	福 地 平	"
022,076,4 "	財団法人, 日立 メデイカルセン ター 付 属 菅診療所	内, 小	" 深萩町長久保	秦 資 宣	"
032,042,4 49.10.18	伊 東 眼科医院	眼	土浦市中央 2-9-27	伊 東 み よ	"
032,066,3 49.11.1	神 立 医 院	内, 小	" 右廻町字宮塚 2533	神 立 年 末	"
032,079,6 "	淀 縄 病 院	脳神外, 外, 内胃	" 大町11-34	淀 縄 武 雄	"
032,087,9 "	浅 野 医 院	内, 呼, 消, 循, 放	" 中央 2-15-18	浅 野 暲	"
052,022,1 "	根 崎 病 院	外, 産婦	石岡市石岡1953-1	根 崎 光 一	"
112,012,0 "	伊 野 医 院	産婦, 内, 外	水海道市元町3422	伊 野 太 桂	"
112,017,9 "	菅 生 町診療所	内, 小, 外, 整外, 産婦, 放, 麻	" 菅生町 2000-1	竹 中 俊 雄	"
162,013,7 "	伊 藤 医 院	内, 小, 産婦	笠間市笠間188	伊 藤 英 雄	"
182,010,9 "	医療法人江東会 存身堂病院	内, 外, 整外, 耳咽, 婦, 小	岩井市岩井3293	間 中 亨	"

312,031,8 "	大洗青木外科医 院	外, 整外, 放, 皮泌, 胃, 肛	東茨城郡大洗町磯浜 1592	青 木 功	"
322,023,3 "	永 島 医 院	内, 小, 外	西茨城郡岩瀬町岩瀬 372—3	永 島 利 之	"
402,041,8 "	酒 寄 医 院	内	筑波郡筑波町国松 857	酒 寄 盛	"
歯 科					
013,075,3 49.11.1	森 永 歯科医院	歯	水戸市元吉田町 3390—1—3	森 永 和 男	新 規
013,036,5 49.10.22	志 村 "	"	" 南町 1—3—36	志 村 優	再 指 定
013,037,3 49.10.29	小 野 "	"	" 本 4 丁目1092	小 野 弘	"
023,034,8 49.11.1	日本鉦業(株) 中央総合病院 付属本山歯科診 療所	"	日立市宮田町3585	庭 野 正之助	"
023,039,7 "	立 原 歯科医院	"	日立市城南町 3—1—36	立 原 厚	"
043,013,8 "	小 倉 "	"	古河市古河5650	小 倉 宏 平	"
113,008,3 "	秋 場 "	"	水海道市宝町3380	秋 場 仁	"
133,009,7 "	葛 城 "	"	勝田市市毛513—6	葛 城 博	"
383,021,9 "	歯科石野医院 河 内 診 療 所	"	稲敷郡河内村金江津 7371	石 野 豊	"
383,022,7 "	歯 科 石野医院	"	" 江戸崎町江戸 崎甲3025—5	"	"
薬 局					
334,004,3 49.11.1	舟 橋 薬 局	調 剤	那珂郡東海村舟石川 801—24	舟 橋 文 雄	新 規
334,005,0 "	"	"	" 那珂町額田南 郷454	"	"
134,009,4 "	アラキダ "	"	勝田市東石川 2267—6	荒木田 きよ子	"
044,015,0 "	有限会社 根 本 "	"	古河市大字古河5325	外 山 崇 行	"
014,033,9 "	せんば "	"	水戸市千波町 2379—1	細 谷 勝 志	再 指 定
014,052,9 "	井 坂 "	"	" 渡里町2325	井 坂 紀久子	"

074,009,6 "	渡 辺 " "	結城市結城75	渡 辺 松太郎	"
384,006,7 "	三 光 " "	稲敷郡牛久町田宮 27-1	中 島 稔	"

茨城県告示第1073号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所 鹿島郡大洋村大字二重作880番地
氏 名 田 山 賀 代

茨城県告示第1074号

昭和26年10月1日茨城県告示第618号で告示した農産物の検査規格、梱包重量及び荷造方法に基づき、昭和49年産早出落花生の時期を次のとおり公示する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

早出落花生の時期は、昭和49年12月20日までとする。

茨城県告示第1075号

茨城県海面漁業調整規則(昭和39年茨城県規則第87号)第8条第3項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち、その他の小型機船底びき網漁業(地方名称板びき網漁業、えび板びき網漁業)の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和49年12月12日から昭和49年12月14日まで

茨城県告示第1076号

東茨城郡茨城町大字鳥羽田1234番地鳥羽田昭二ほか22名から認可申請のあつた鳥羽田土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
鳥羽田土地改良区定款の写し
" 地区土地改良事業計画書写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和49年12月12日から昭和50年1月8日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第1077号

昭和49年7月17日付で大野土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和49年11月28日認可した。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1078号

昭和49年11月7日付で那珂湊市長薄井三郎から認可申請のあつた部田野西原地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類の名称
部田野西原地区換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和49年12月13日から昭和50年1月4日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 那珂湊市役所

茨城県告示第1079号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和49年12月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 二軒茶屋瓜連線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡東海村大字石神外宿 2587番の3地先から	旧	メートル 最大 8.00 最小 3.00	メートル 547.00	
那珂郡那珂町大字本米崎 2713番の1地先まで	新	最大 29.00 最小 8.00	540.00	

茨城県告示第1080号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年12月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 二軒茶屋瓜連線
- 2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字石神外宿2587番の3地先から
那珂郡那珂町大字本米崎2713番の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年12月5日

茨城県告示第1081号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面埋立の免許の出願があつたので同法第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和49年12月5日

大洗港港湾管理者の長

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 名称及び住所並びに代表者氏名
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号
茨城県知事 岩 上 二 郎
- 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域
大洗港 港湾区域
基点No.1から基点No.10まで順次に直線で結んだ線、基点No.10と基点No.12を結ぶ春分、秋分の満潮位(+1.5m)における公有水面と陸地との境界線及び基点No.12、基点No.11、基点No.1により囲まれた区域
基点No.1の地点 - 5m岸壁と-5m岸壁(改良)の交点(北緯36度18分27秒, 東経140度34分56秒)
基点No.2の地点 基点No.1の地点から180度140m先の地点
基点No.3の地点 基点No.2の地点から270度3.5m先の地点

基点No.4の地点 基点No.3の地点から0度4m先の地点
 基点No.5の地点 基点No.4の地点から270度46.5m先の地点
 基点No.6の地点 基点No.5の地点から0度140m先の地点
 基点No.7の地点 基点No.6の地点から270度100m先の地点
 基点No.8の地点 基点No.7の地点から180度140m先の地点
 基点No.9の地点 基点No.8の地点から270度50m先の地点
 基点No.10の地点 基点No.9の地点から0度324.3m先の地点
 基点No.11の地点 基点No.1の地点から270度9m先の地点
 基点No.12の地点 基点No.11の地点から0度87m先の地点

3 埋立地の用途 大洗港改修事業に対応して公共埠頭の荷捌用地及び保管用地を造成する。

4 関係図書等の縦覧

(1) 縦覧場所

水戸市三の丸一丁目5番38号 茨城県土木部港湾課

東茨城郡大洗町磯浜町6881の275 大洗町建設課

(2) 縦覧の期間

昭和49年12月5日から昭和49年12月25日まで3週間

茨城県告示第1082号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和49年12月5日

茨城県県北農林事務所長 渡 辺 弘 文

第1種業者登録

登録番	登録年月日	住所 (所在地)	氏名 (代表者氏名)	商号 (名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
北農林 第334号	昭和 49.11.15	日立市宮田町 1940	代表取締役 和田 稔	東和建材有限 会社	住所に同じ	前記に同じ	販売	新規

茨城県告示第1083号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業大野地区第1工区に係る換地処分をした。

昭和49年12月5日

茨城県鉾田土地改良事務所長 金 沢 利 行

公 告

●茨城県功績者の表彰

茨城県ほう賞規則(昭和37年茨城県規則第1号)の定めるところにより、昭和49年11月13日、次の者を昭和49年度茨城県功績者として表彰した。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	功 績 内 容
常陸太田市内田町3299	大 内 正 一	明治33年4月20日	農 業 の 振 興
下館市大字菅谷1033	菊 池 貞 治	明治34年9月7日	統計業務の推進
猿島郡境町90の1	石 川 忠三郎	明治35年1月15日	土地改良事業の推進
笠間市手越320	三 宅 林太郎	明治36年10月25日	窯 業 の 振 興
勝田市大字長砂841	大和田 元 也	明治37年10月4日	スポーツの振興
那珂郡那珂町大字大内876	秋 山 義 昌	明治39年9月19日	河川量水標観測業務の推進
高萩市大字高萩470	和 田 さくら	明治40年11月15日	助産業務の推進
那珂郡那珂町大字菅谷 4456の1	戸 室 武 雄	明治42年11月5日	交通安全運動の推進
日立市助川町2の15の1	秋 山 俊 子	明治44年11月7日	児童福祉の増進

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道土浦岩井線橋梁架換工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水海道市上蛇町字堤外地内
筑波郡豊里町大字上郷字山下地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和49年12月5日から昭和50年3月31日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道水戸常陸太田線交通安全施設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
那珂郡那珂町大字額田北郷字上川原、字中川原及び字古川地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年12月10日から昭和50年3月31日まで

●土地立ち入り許可

土地収用法第11条第1項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線湖南線増架工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

鹿島郡神栖町大字深芝字豊田地内

" " 大字居切字大門及び字蒲地地内

" " 大字鰐川字鰐川地内

" 鹿島町大字鰐川字鰐川地内

行方郡潮来町大字延方字福島、字米島、字延方前及び字徳島地内

" " 大字潮来字潮来前及び字十番地内

" " 大字大洲字大洲地内

" " 大字辻字辻前地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年12月9日から昭和50年5月31日まで

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
竜土木指令 第376号	49.11.22	三洋日比谷 (株) 取締役社長 金子 圭亮	東京都千代田区 内神田二丁目2 番1号	北相馬郡藤代町大字柵 木字柵木2449-2	4.00	34.10
高土木指令 第595号	49.11.25	菊地 茂	千葉県印旛郡印 幡村師戸926	北茨城市華川町車字下 駒木1129-23	6.00 4.00	54.00 223.00

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年11月12日に完了した。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字柳川字若松4060番の1, 4060番の4, 4060番の5, 4060番の6, 4060番の7, 4060番の8, 4061番, 4073番の1, 4073番の2, 4075番の3, 4076番の2, 4076番の3, 4077番の1, 4077番の2, 4077番の4, 4090番の1, 4090番の3, 4090番の4, 4090番の5, 4090番の6, 4090番の7, 4091番の1, 4091番の2, 4091番の3, 4091番の4, 4091番の5, 4091番の6, 4091番の7, 4091番の8, 4091番の9, 4103番の2, 4103番の3, 4103番の5, 4103番の7, 4103番の9, 4103番の11, 4104番の2, 4104番の3, 4104番の5, 4105番の2, 4105番の3, 4105番の4, 4106番の2, 4106番の4, 4107番の1, 4107番の2, 4107番の3, 4107番の6, 4108番の1, 4108番の2, 4108番の4, 4108番の5, 4108番の6, 4108番の7, 4108番の8, 4108番の10, 4108番の11, 4108番の12, 4108番の13, 2609番の2, 2609番の3, 2609番の4, 2609番の5, の2609番6, 2609番の11, 2609番の12, 2609番の14, 2609番の15, 2609番の16, 2609番の17, 2609番の18, 2609番の19, 2609番の20, 2609番の21, 2609番の22, 2609番の23, 2609番の24, 2609番の25, 2609番の26, 2609番の27, 2609番の28, 2609番の29, 2609番の30, 2609番の31, 2609番の32, 2609番の33, 2609番の34, 2609番の35, 2609番の36, 2609番の37, 2609番の38, 2609番の39, 2609番の40, 2609番の41, 2609番の42, 2609番の43, 2609番の44, 2609番の45, 2609番の46, 2609番の47, 2609番の48, 2609番の49, 2609番の50, 2609番の51, 2609番の52, 2609番の53, 2609番の54, 2609番の55, 2609番の56, 2609番の57, 2609番の58, 2609番の59, 2609番の60, 2609番の61, 2609番の62, 2609番の63, 2609番の64, 2609番の65, 2609番の66, 2609番の67, 2609番の68, 2609番の69, 2609番の70, 2609番の71, 2609番の72, 2609番の73, 2609番の74, 2609番の107, 2609番の108, 及び2609番の109

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会182番の38

鹿島都市開発株式会社

代表取締役社長 軍 司 直次郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年10月26日に完了したことを公告する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

竜ヶ崎市川原代町字小屋1063番, 1064番, 1096番の1, 1096番の5, 1097番の4

2 事業主の氏名及び住所

竜ヶ崎市川原代町1141-7

野 沢 広 之

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和49年10月30日に完了したことを公告する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

稲敷郡牛久町柏田字一番山1666番の2, 1666番の126, 1666番の127, 1666番の128, 1666番の129, 1666番の130

2 事業主の氏名及び住所

東京都目黒区中目黒3-17-13

中 村 儀十郎

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和49年10月31日に完了したことを公告する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

竜ヶ崎市佐貫町字浅間ヶ浦929番の3, 929番の4, 929番の5, 929番の12, 929番の13, 929番の14, 929番の30, 竜ヶ崎市庄兵衛新田町字立羽375番の56, 竜ヶ崎市庄兵衛新田町字洗376番の8

2 事業主の氏名及び住所

竜ヶ崎市3710

財団法人 竜ヶ崎市開発公社

理 事 長 岡 田 宇三郎

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和49年11月20日に完了したことを公告する。

昭和49年12月5日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地域に含まれる地域の名称

日立市助川町2丁目583番の3, 587番の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町3丁目5番地

三菱建設株式会社

代表取締役 可 児 孝 夫

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称

取手市大字野々井字柏原801番の1, 801番の3, 801番の4, 804番の1, 804番の4

- 2 事業主の氏名及び住所

東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号

シエル石油株式会社

代表取締役 ジェー・エム・レイズマン

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称

〔第2工区〕

取手市大字寺田字駒場3464番の一部

- 2 事業主の氏名及び住所

取手市大字寺田5139

取手市長 海老原 一 雄

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和49年4月1日から送料とも1ヵ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）金 7 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所